

第七十七号議案

江戸川区防災会議条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十四年九月二十五日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区防災会議条例の一部を改正する条例

江戸川区防災会議条例（昭和三十八年七月江戸川区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「次の各号」を「、次」に改め、同条第三号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を第四号とし、同条第二号を次のように改める。

二 区長の諮問に応じて区の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

第二条第二号の次に次の一号を加える。

三 前号に規定する重要事項に関し、区長に意見を述べること。

第三条第一項中「会長」を「、会長」に改め、同条第二項中「区長」を「、区長」に改め、同条第三項中「会務」を「、会務」に改め、同条第五項中「次の各号」を「、次」に、「区長」を「、区長」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 自主防災組織を構成する者又は学識経験者

第三条第五項第七号中「又は職員」を「若しくは職員」に改め、同条第六項中「七十人」を「、七十人」に改め、同条第七項中「二年」を「、二年」に改める。

第六条中「はかつて」を「諮つて」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の改正に伴い、江戸川区防災会議の所掌事務を改めるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。